

平成 29 年度第 2 回愛知県環境審議会廃棄物部会会議録

1 日時

平成 29 年 12 月 26 日（火）午前 10 時から正午まで

2 場所

愛知県自治センター 4 階 大会議室

3 出席者

委員 3 名、専門委員 2 名

説明のため出席した者 17 名

4 会議の概要

(1) 開会

ア 会議開催の定足数について

定足数を満たしていることが確認された。

イ あいさつ

戸澤資源循環推進監

井村部会長

ウ 傍聴人について

傍聴人が 4 名であることが確認された。

エ 会議録の署名について

井村部会長から、木下委員及び安田委員が会議録署名人に指名された。

(2) 議事

ア 審議

- ・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例での排出事業者への措置強化について

イ 報告

- ・一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化状況について
- ・愛知県廃棄物処理計画の施策の実施状況について

事務局から資料説明し、別記のとおり質疑応答が行われた。

審議内容を踏まえ、事務局が部会報告案（資料 3）を修正（8 頁の 13 行目の段落と 16 行目の段落を 1 つの段落とした）した。各委員から異議は無く、修正後の部会報告案を部会報告とする旨決議された。

(3) 閉会

1 議事

(1) 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例での排出事業者への措置強化について

- ・資料1：県民意見等及びそれに対する考え方（案）
- ・資料2：県民意見等に対する対応案について
- ・資料3：廃棄物の適正な処理の促進に関する条例での排出事業者への措置強化について 部会報告案
- ・資料4：一般廃棄物の処理状況及び目標の達成状況
- ・資料5：産業廃棄物の処理状況及び目標の達成状況
- ・資料6：廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況について

について、事務局から説明した後、質疑応答が行われた。

<質疑応答>

※資料1から資料3の説明後

【杉山専門委員】

資料1の12番、13番に対する考え方の案で「確認内容・頻度等を明確化することを、別途、検討していきます。」とあるが、これは具体的にはガイドライン等を作っていくということでしょうか。

【事務局】

現在の運用状況としては、参考資料3の3ページに確認項目が書かれている。今後、条例に勧告、公表規定を新設するにあたっては、確認内容・頻度等を規則やガイドライン、もしくは指針等で明文化したいと考えている。

【井村部会長】

資料1で別途検討していくというようなニュアンスで書かれているものについては、運用規則やガイドラインを整備していく中で、検討していただけるという認識でしょうか。

【事務局】

今後、現状の運用や国の通知等を参考にしながら、ガイドラインや具体的なチェック項目等を固めていきたいと考えている。

【木下委員】

資料1の3番で「標準単価等の情報を排出事業者向けに提供できないか。」とある。処理費が安いところに廃棄物が流れるのは道理なので、標準単価が定まらないと不適正処理は改善されないと思う。細かくとまではいかなくとも、何か適切な単価を表示して、それが

基準としてみなさんにわかるようにしないと、今の状況は解決されないと思う。

【事務局】

単価は、基本的には排出事業者と処理業者が経営上のことなどを踏まえて決めるものだと思う。この中には当然、最終処分まで含めて、適正に処理される費用が含まれていることが前提ではあるが、その利益等については企業ごとの思惑があるので、それを県が決めるのは難しいところがある。今後、環境省から適正処理料金を判断するための情報提供がなされると聞いているので、その内容を参考に、事業者の情報提供していきたい。

【木下委員】

最近、新聞で、小牧市と協定を結んだバイオガス発電処理による食品残さ再資源化処理施設が小牧市内にできると報道されていた。ここはかなり低い料金で処理ができるらしく、廃棄物が多く集まってくることが予想されるが、ダイコーのように保管量が増え、処理できなくなってしまわないかと心配している。こういった取組み自体は良いことだと思うので、一つの会社に集中しないような仕組みを小牧市と連携して考えてほしい。良い取組みなので進めていってほしいが、料金について本当にその値段で処理できるのか調査してほしい。

【事務局】

様々な事業者が食品廃棄物処理を行っているが、いずれの処理業者に対しても、我々としてはしっかり立入検査を行って、書類上の確認、また現地の保管状況の確認を行い、適切に処理されているか確認していきたい。金額については適切に業務が行われているのであれば、我々から指導することは難しい。

【中山専門委員】

提言であるが、資料1で検討、再検討が頻出しているが、これで終わらずに、意見について対応したときには、なんらかの形で県民に対して報告したほうが良いと思う。

もう一つ、本質的な議論ではないが、資料3の8ページ、9ページ、10ページの語尾が8ページで3カ所、9ページ3カ所、10ページ2カ所、全て「考えられる」が使われている。これは文書の体裁上、直したほうが良いと思う。

【事務局】

2点目についてですが、例えば、「必要があると考える」というのを「必要である」と言い切りにすることではどうか。

【中山専門委員】

言い切らずとも、「考えられる」をいろいろな言い方にしたほうが良い。

【井村部会長】

「考えられる」としたのは、必要があると言い切ると、少し強いニュアンスになるからかと思う。行政文書であれば機械的に繰り返すほうがいいという面もあるかもしれない。

この報告は、今後の県の対応、条例の改正、それからガイドラインなどを具体的に作っていくための方針を決定するものであるので、文書の体裁についてはご配慮いただくということをお願いしたい。

【中山専門委員】

本質的なところではないし、中身は十分かと思うので、タイムスケジュール等の問題があるのであれば、このままで修正を求めるものではない。

【井村部会長】

パブリックコメントに関しては、確かに含みのある表現があるので、これで終わってしまうと、どうなったのだろうという疑問が当然湧いてくると思うが、そのあたりはどう考えるか。

【事務局】

別途検討するといった表現のところは、事務局でしっかり考え方をまとめて、今後排出事業者、処理業者に条例改正の内容を周知していく段階で、しっかり説明していきたい。

【井村部会長】

ぜひ、よろしく願います。

【木下委員】

資料3の5ページで、「現在、多くの都道府県等の環境部局等では、団塊世代の大量退職に伴い経験豊富な職員数が減少しており、愛知県も例外ではない。こうした知識や経験豊かな職員の退職が、資質の低下を招き、本事案発生の要因の一つになっているともいえる」とあるが、団塊の世代がいなくなるということは10年前からわかっていたことである。これは削除してはいかがか。

【事務局】

実際に技術の承継がされていなかったとことにより、資質が低下していた部分があった。そこは反省すべき点ということで、マニュアルやチェックリストを作成し、今後は人が代わっても、技術を承継できるように対策を行っている。一つの反省点として、自戒の意味を込めて記載した。

【井村部会長】

こここのところは、現実問題として能力低下は起き、それが原因となったということを反省点として書いたほうが、今後対応をしていく上で役に立つのだろう。抜いた場合、人財育成や訓練といったものが、当然やるべきこととして行われるか、少し不安である。書いておいたほうがそういったことのチェックになると思うがいかがか。

【安田委員】

資料3の10ページのところで、第三者に委託する前提として、「人員等が不足しているなどの理由で」とある。資料2では「中小企業や個人事業主であるとき」に限定しているが、資料3を見ると、廃棄物を処理する部門に人が足らなければ、大企業でも第三者に委託しても良いとも読めるが、そこはわざと含みを持たせているのか、それとも文書上すっきりするために書いているのかどちらなのか。

【事務局】

参考資料3の4ページ、5ページに現在の条例の取扱いを記載してある。4ページの(5)のイのところに「人員が不足しているなどの事情で」という表現があり、これをそのまま引用したということで、他意はない。

【安田委員】

少し細かいことだが、資料3の7ページとか8ページ、特に8ページで改行が多いと感じる。

【事務局】

8ページの真ん中あたり、「本県においても～」と次の「これにより～」の部分が改行されているが、内容からひとつの段落としても問題ないかと思われるので、この改行は削除する。

【杉山専門委員】

先ほどの木下委員のご指摘の部分だが、私自身とても印象に残っており、以前の部会でも質問した。県として自戒の意味も込めたとのことだが、「対応策としてこういうことをしている」ということで私は入っていて良いと思う。そこで質問だが、この改善策としては、同じページの県の対応のところの「①監視体制の強化」の部分で良いか。どの部分が対応しているのか。

【事務局】

①の監視体制の強化のところの下から2行目の「監視指導職員の資質向上のための研修等の充実を行っている」というところに記載している。

【杉山専門委員】

今後、他県でも、本件を踏まえて、こういった対策をしなければいけないといった参考にもなるので、そのまま記載してあっても良いと思う。

【木下委員】

わかりました。

【井村部会長】

県の対応のところの「監視体制の強化」の中で、職員の資質向上のための研修会の充実を行うとのことだが、「監視体制の強化」という言葉の中に、職員の資質向上といった内容は読みにくい。「監視体制の強化及び職員の資質向上」といった表題としてはどうか。

【木下委員】

県庁では、たぶん3、4年で異動すると思うが、スペシャリストの存在はすごく必要だと思う。私たちが相談に行ったときに、「私ではできませんので係を呼んできます」や、「担当がいせんので今日は対応できません」と言われることがある。各部署におけるスペシャリストの存在は大変重要であり、3、4年で交代するのではなく、一つの部署に10年ぐらいいる人がいて、その人からまた技術の継承が続いていくということも大切だと思う。県で、そういったシステムをどこかのタイミングで作っていただきたいと思う。

【事務局】

人事異動は非常に難しいところで、おっしゃるとおりスペシャリストはいたほうが良いが、逆に固定化してしまうことで、いろいろな事案に対応できる人材が育成できないというところもある。ただし、これまでの一律2、3年で人事異動するというのも良くないということで、最近では、この分野の専門になりたいという希望があれば、その意向が尊重されるという制度もできつつある。

【事務局】

ひとつ前の質問で、5ページの「監視体制の強化」に人材育成の表題も加えてはどうかというご意見だが、職員の資質向上も監視体制の強化という観点の一つであるとも判断できるので、このままの表現にさせていただきたい。

【井村部会長】

この文書はこれで良いが、監視体制の強化について、人員をただ増やすとか条例を作るだけではなく、実質それを動かすのは人であり、それがここだけではわかりにくいので、そういう精神を生かして次の取組みにつなげていただきたい。

条例を改正して、いろいろマニュアルも作り、情報発信もするということが、結局それを動かす人がその知識や経験をしっかり熟成していかないと、単に外向けだけの対策に

しかならないので、そこを意識して、木下委員がおっしゃった部分は残すということでご理解いただきたい。

※資料4から資料6の説明後

【木下委員】

フードドライブについて、集める食品が賞味期限まで1か月以上あり未開封のものという基準になっていた。賞味期限までの期間がもっと短い、県民が寄付したいと思える基準をつくっていただかないとフードドライブは難しいと思うがどうか。

【事務局】

フードドライブは、法的な基準があるものではない。今回は、フードバンク団体のセカンドハーベスト名古屋さんの知見をお借りしてフードドライブを実施した。

当日は、たくさんの食品を集め、セカンドハーベスト名古屋さんを通じて、生活に困っている方へお渡しすることができた。

団体ではたくさんの食品を受け入れており、お渡しした食品で食中毒が起きてはいけない。そうした点も踏まえ、セカンドハーベスト名古屋さんの基準でフードドライブを実施させていただいた。

こうした取組を知っていただくことで、機運が高まり社会の仕組みが変わっていけばいいと考えている。